

# 後期高齢者医療制度の被保険者に 後期高齢者医療被保険者証（保険証）を発送します

平成20年4月から後期高齢者医療制度がはじまります。それに伴い後期高齢者医療被保険者証（保険証）が3月中に被保険者1人に1枚交付されます。

**75歳以上の人**、（一定の障がいがある（寝たきり等）65歳以上の人で、広域連合の認定を受けた人\*）は、**全員新たな制度の被保険者**です。\*老人保健制度で認定を受けている人は、広域連合で認定を受けたものとみなされます。

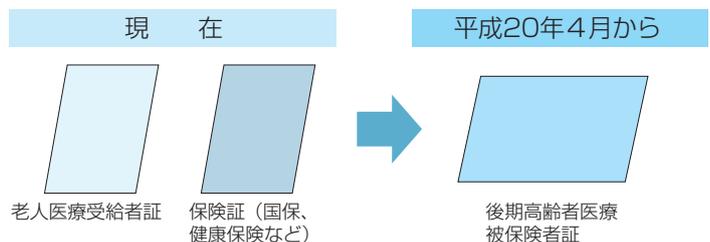
## 後期高齢者医療被保険者証（保険証）

### 発送方法

保険証は、配達記録郵便により発送します。不在の場合には「不在連絡の通知書」が入りますので、通知書に記載された方法でお受け取りください。

### 病院にかかるとき

後期高齢者医療被保険者証1枚を窓口で提示してください。



※新たな制度の被保険者になった日から、今まで加入している医療保険の保険証、老人医療受給者証（または高齢受給者証）は使えなくなり、後期高齢者医療被保険者証1枚で受診できます。

### 資格取得年月日（対象となる日）

対象者	資格取得年月日	手続き
昭和8年4月1日以前に生まれた人	平成20年4月1日	申請不要
昭和8年4月2日以降に生まれた人	75歳誕生日当日	申請不要
一定の障がいがある65歳以上の人	広域連合の認定を受けた日	申請必要

※75歳になるときに加入の届出は必要ありません。届出をしなくても誕生日前に保険証が送付されます。

※一定の障がいがある65歳以上の人、申請をして広域連合から認定を受けることが必要です。

ただし、老人保健制度で認定を受けていた人は、認定を受けたものとみなされます。

### 一部負担金の割合（窓口での負担）

所得に応じて、1割または3割が記載されています。

病院等には、かかった医療費の1割または3割を負担してください。

### 有効期限 平成21年7月31日

ただし、平成20年度の所得（平成19年中収入）により負担割合が変わる人には、平成20年7月中に新しい保険証が送付されます。

なお、負担割合が変わるのは、平成20年8月1日からです。



### 入院をするときに

市町村民税非課税世帯等の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請をしてください。なお、老人保健制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、保険証送付時に同封して発送しますので、申請の必要はありません。